

ハラスメント防止に関する基本方針

1. 基本的な考え方

五條市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、職員及び会員が互いに尊重し、健全で働きやすい職場環境を維持するために、ハラスメントの防止を重要な課題としています。いかなる形態のハラスメントも容認せず、ハラスメントが発生した場合には速やかに対応し、再発防止に努めます。

2. ハラスメントの定義

センターでは、以下の行為をハラスメントと定義し、これを禁止します。

パワーハラスメント：職務上の地位や権限を利用した不当な言動。

セクシュアルハラスメント：性的な言動により職場環境を害する行為。

妊娠・出産、育児・介護に関するハラスメント：妊娠・出産、育児・介護に関する差別的な言動。

その他のハラスメント：職場の秩序や人間関係に悪影響を与える言動。

3. 相談窓口の設置

センターは、ハラスメントに関する相談窓口をセンター事務局に設置します。窓口では、複数の職員が対応し、相談者のプライバシーを尊重しつつ、適切な対応を行います。

相談対応者：事務局職員（相談者の意向により適切に対応する）

対応範囲：職員及び会員のほか、顧客や取引先からの相談も受け付けます。

4. ハラスメント防止のための取り組み

センターは、ハラスメント防止のため、以下の取り組みを行います。

教育・啓発：ハラスメント防止に関して、職員・会員への周知徹底を図ります。

周知方法：方針はセンターHPなどを通じて周知します。

5. 相談・苦情への対応

ハラスメントの相談や苦情が寄せられた場合、センターは迅速かつ適切に対応します。必要に応じて、懲戒処分や就業の停止等の措置とともに、事案発生の原因を分析し再発防止策を講じます。

6. プライバシーと秘密の保護

ハラスメントに関する相談に対応する職員は、関係者のプライバシー及び秘密の保護を徹底します。

相談内容や処理過程で知り得た情報は厳重に管理し、不利益な取扱いが生じないように配慮します。

7. 方針の見直し

センターは、社会的な状況の変化に応じて、ハラスメント防止方針を定期的に見直し、継続的な改善を図ります。